ご使用前に必ずお読みください。

Trend Micro 運用受託ライセンス規約（以下「本規約」といいます）は、対象となるトレンドマイクロ製品（以下「対象製品」といいます）の使用許諾契約書またはサービス利用規約に基づき、運用受託パートナーが運用受託パートナーの顧客（以下「顧客」といいます）に対して、対象製品を使用しまたは顧客に使用させる等のサービス（以下「運用受託サービス」といいます）を提供するための条件を定めた、運用受託パートナーとトレンドマイクロ株式会社（以下「トレンドマイクロ」といいます）との間の契約です。運用受託パートナーはトレンドマイクロ所定の申込書を提出することにより、本規約のすべての条件に同意したものとします。

Trend Micro 運用受託ライセンス規約

第 1 条（定義）

本規約において使用される用語の定義は、本規約により特に定められる場合を除き、運用受託サービスにおいて使用される対象製品の最新の使用許諾契約書またはサービス利用規約（以下「原契約」という）記載の用語の定義に従うものとします。

第 2 条（適用関係）

運用受託パートナーは対象製品を使用しまたは顧客に使用させて運用受託サービスを提供する場合には、当該対象製品の原契約の定めに従うものとし、原契約に記載のない条件または矛盾する条件については本規約が優先するものとします。

第 3 条（運用受託サービスの対象製品）

運用受託役務に利用可能な対象製品は別途あらかじめ合意し、本規約締結後に別途電磁的または書面によりトレンドマイクロが提示する保有ライセンス情報（以下「保有ライセンス情報」という）に指定されたものとします。

第 4 条（使用権の許諾）

1. トレンドマイクロは、原契約の記載に関わらず、運用受託パートナーに対し、トレンドマイクロ所定の申込書に記載の運用受託サービスの利用顧客（以下「特定顧客」という）に対する運用受託パートナーのサービス提供を目的とする場合に限り、運用受託パートナーが対象製品を運用受託パートナーまたは特定顧客が所有または貸借し保守管理している場所において、使用もしくは複製し、または特定顧客に使用もしくは複製させる非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を許諾します。
2. トレンドマイクロは、その所定の審査に基づき、トレンドマイクロが定める条件のもと事前に手続を行うことにより、運用受託パートナーに対し、特定顧客による出資比率が 50%を超過する特定顧客の子会社に対する役務提供を目的とする場合についても、前項所定の権利を許諾します。この場合に限って、前項記載の「特定顧客」は、「特定顧客」および「特定顧客の子会社」と読み替えるものとする。

第 5 条（権利許諾の条件）

1. 運用受託サービスにおいて特定顧客に使用される対象製品のライセンスは、特定顧客毎にトレンドマイクロ所定の条件に従って運用受託パートナーにより購入されるものとし、当該ライセンス数の総数が最新の保有ライセンス情報におけるライセンス数を 1 ライセンスでも超える場合、運用受託パートナーは、トレンドマイクロ所定の条件のもと、当該ライセンスを直ちに追加購入する必要があります。

2. 原契約の定めにかかわらず、運用受託パートナー自身が対象製品を使用し、または運用受託パートナーの子会社に対し対象製品を使用させることはできません。但し、運用受託パートナーの子会社が特定顧客である場合を除きます。
3. 運用受託パートナーは、運用受託サービスにおける対象製品の運用を第三者に委託する場合には、当該委託先に対して本規約の条件を遵守する義務を負わせる責任を負います。
4. 運用受託パートナーは運用受託パートナーの責任において、本規約において優先適用される条件を含めて原契約所定の条件が特定顧客に適用されることを特定顧客に同意させるものとします。また、トレンドマイクロは、原契約の条件に対する特定顧客の違反を当該条件に対する運用受託パートナーの違反とみなします。なお、運用受託パートナーは、書面または電子媒体により当該同意履歴を保管するものとし、トレンドマイクロの要請に応じて当該履歴をトレンドマイクロに対して提出するものとします。
5. 原契約所定のサポートサービスは、運用受託パートナーのみを対象として提供されるものとし、トレンドマイクロは、特定顧客に対し、直接的にサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
6. 運用受託サービスにおいて使用される対象製品は、スタンダードサポートが有効期間にある最新版でなければならないものとします。
7. 特定顧客に対する運用受託サービス以外の運用受託パートナーの顧客サービス（有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として対象製品を使用することはできないものとします。また運用受託サービスが終了した場合には、運用受託パートナーは対象製品を特定顧客以外へのサービス提供のために使用してはならないものとします。
8. 運用受託サービスに関して、トレンドマイクロは、運用受託パートナー、顧客およびその他第三者に対して一切の責任を負わないものとします。
9. トレンドマイクロは、運用受託パートナーへ事前の通知を行うことなく本規約の内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本規約の内容は無効となり、最新の本規約の内容が適用されるものとします。本規約は、運用受託サービスにかかる対象製品の利用に関し、本規約の締結以前に運用受託パートナーとトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、トレンドマイクロは、その裁量によりいつでも本規約の内容を変更できるものとし、最新の本規約の内容をトレンドマイクロの Web サイトに掲載します。ただし当該変更は、第 6 条所定の契約期間が有効期間中の運用受託パートナーについては、トレンドマイクロの Web サイト（https://www.go-tm.jp/tmolagmt）において当該変更された最新の本契約内容が掲載されてから 60 日後に有効になるものとします。従前の本契約の内容はその最新版の発効によって無効となり、最新の本契約の内容が適用されるものとします。運用受託パートナーが変更後の条件に同意できない場合、お客様は対象製品を運用受託サービスにおいて利用することはできません。

第 6 条（契約期間）

1. 原契約の定めに関わらず、運用受託サービスに関する運用受託パートナーの契約期間は、各特定顧客にかかる運用受託サービスのライセンス証書または Customer Licensing Portal に記載される期間とします。
2. 運用受託パートナーは、トレンドマイクロ所定の手続きを行い、かつ、同社所定の利用料金を支払うことにより、運用受託サービス契約を更新することができます。なお、更新後の契約期間は、ライセンス証書または Customer Licensing Portal に記載される期間とします。

トレンドマイクロ株式会社

2020 年 10 月 1 日